

費目	補助対象経費の例	留意事項等
報償費	講師謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準額を超える講師への謝礼については3万円を上限とし、超過分は団体負担とする</li> <li>・講師報償費基準額：大学教員相当 11,600円(半日) 高校教員、学識経験者等 6,800円(半日)</li> <li>・訪問先への謝金、菓子折り等は対象外</li> </ul>
旅費	講師の交通費(講師負担分)	団体構成員、一般参加者分は対象外
消耗品費	事業(活動)に必要な物品(文具、啓発用品、のぼり旗 など)	<b>【全体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に直接必要な費用のみ補助の対象とする</li> <li>・事業打ち合わせ、会議開催等に係る経費を除く</li> <li>・ストックや備蓄品は対象外とする</li> <li>・景品、記念品は対象外とする</li> </ul>
		<b>【啓発物品等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の啓発内容に適した資材か</li> <li>・単価は高額でないか(※啓発用資材の単価は200円未満とする。200円以上は要協議。)</li> <li>・数量は適切か</li> <li>・事業効果はあるか</li> <li>・効果的な配布方法であるか(原則、区域内への全戸配布は不可)</li> </ul>
		<b>【垂れ幕、のぼり旗等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置にあたり、設置箇所すべてがわかる図面と承諾書を添付すること</li> <li>・設置場所の所有者(または管理者)、警察署、道路管理者等の関係機関の了解を得ること</li> </ul>
	材料費(イベント等での食料費 など)	調理加工されたもの(弁当、菓子など)は対象外
	被服費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則貸与であるので、できるだけ引継ぎをする</li> <li>・一人当たり5千円以内とする(名入れ代込み)</li> <li>・※超過分は団体負担</li> <li>・貸与対象の名簿(支所職員や警察官等は対象外)を添付する</li> <li>・実績報告時は購入品を身につけた活動写真を添付する</li> <li>・活動時に常時着用するもの以外は対象外とする</li> </ul>
印刷製本費	ガイドマップ、事業用チラシ、ポスター、広報誌、パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷部数は十分に検討し、必要な数量とする</li> <li>・原則、区域内への全戸配布は不可とする</li> <li>・マップは配布後の活用も含めて事業とする(活用方法を申請書に記載する)</li> </ul>
委託費・工事費	会場設営及び事業の一部、冊子等のデザイン構成依頼 事業実施のために必要な施設(環境)整備等 看板・案内板等の設置、修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のすべてを委託するものは対象外</li> <li>・看板、案内板には設置者名をいずれかの場所に表示し、適正に管理すること</li> <li>・看板、案内板の設置場所の所有者(または管理者)、警察署、道路管理者等の関係機関の了解を得ること(許可証等を写しを添付)</li> <li>・施設(建物)の修繕は対象外</li> </ul>
通信運搬費	切手代 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたり必要な分のみ対象</li> <li>・※電話、ファックス、インターネット使用料は対象外</li> <li>・※返信用封筒は受取人払いを原則とする</li> </ul>
食糧費	講師の昼食・お茶代	
修繕費	以前に設置した看板等の修繕 (施設修繕を除く)	・修繕後も地域活動において活用されるものを対象とする

保険費	ボランティア保険(年間)料 活動時の傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア保険(年間)のみ交付決定前の加入が可能(申請書に領収書を添付。上限250円)</li> <li>・傷害保険は交付決定後の加入とする</li> </ul>
使用料及び賃借料	会場借上げ料、物品レンタル代	
	作業にかかる機材借上げ(燃料代等)の実費負担分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台あたり千円以内、一人あたり5千円以内</li> <li>・実費負担分を証するものとして、本人の受け取りがわかるものを添付する</li> </ul>
備品購入費	防犯・防災対応	<p>防犯・防災にかかる事業実施に必要な備品を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区合計10万円以内</li> <li>・1台あたりの耐用年数3年以上、購入金額3万以上</li> <li>・防犯対応、災害対応物品の購入(消耗品含む)は訓練、講習会等の事業実施を必須とする</li> <li>・備蓄のみを目的とした物品購入は認めない</li> <li>・地域共創課・生活課との事前協議必要</li> </ul> <p>〈防犯〉</p> <p>例)防犯カメラ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書への添付書類</li> <li>(1)福島市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づく運用等に関する事前協議書(写)</li> <li>※防犯カメラ設置に関する運営要綱を生活課で確認したことを示す書類です(市有地・民有地等の設置場所に関わらず)</li> <li>(2)防犯カメラ運用要綱(写)</li> <li>(3)地区及び地権者の同意を得たことがわかる書類</li> </ul> <p>〈防災〉</p> <p>例)備蓄倉庫、簡易担架、メガホン、トランシーバー、車いす、リヤカー、応急対応機材、簡易発電機、室内テント</p>
その他の経費	市長が特に当該事業実施に必要かつ適切と認める経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共創課と事前協議</li> </ul>

○地域コミュニティ等支援事業補助対象経費【花いっぱい運動等推進事業枠】

費目	補助対象経費例	留意事項
消耗品費 (工事費)	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業打ち合わせ、会議開催等に係る経費を除く</li> </ul>
	材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材</li> <li>例)花木、種苗、肥料、木材、支柱 等</li> <li>・事業で直接使用する消耗品</li> <li>例)車手、こみ袋、移植ベラ、プランター 等</li> <li>・花壇整備用品(業者委託は対象外)</li> <li>例)ブロック、レンガ、セメント 等</li> </ul>
	看板、掲示板、案内板等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花いっぱい運動等推進事業用</li> </ul>
保険費	ボランティア保険(年間)料 活動時の傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア保険(年間)のみ交付決定前の加入が可能(申請書に領収書を添付。上限250円)</li> <li>・傷害保険は交付決定後の加入とする</li> </ul>
使用料及び賃借料	作業にかかる機材借上げの実費負担分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1台あたり千円以内、一人あたり5千円以内</li> <li>・実費負担分を証するものとして、本人の受け取りがわかるものを添付する</li> </ul>
	土地借上げ料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業にかかる機材借り上げの実費負担分等(1台あたり千円以内、一人あたり5千円以内)</li> <li>・土地借上げ料</li> </ul>
その他の経費	市長が特に当該事業実施に必要かつ適切と認める経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共創課と事前協議</li> </ul>